

## 放課後児童クラブに感染者が発生した場合の対応について(改訂版)

令和3年1月8日  
子育て推進課

令和2年12月3日に国が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「学校に感染者が出た場合等の対応について」の改訂を踏まえ、放課後児童クラブにおいても、感染者が確認された場合、次のとおり対応することとします。

### 記

#### 1 学校及び児童クラブで感染者が発生した場合

##### (1) 利用児童及び職員の感染が判明した場合

職員、児童の感染が判明した場合でも、ただちに臨時閉所を実施しない。

ただし、クラブ内における濃厚接触者の特定に時間を要するなど、個別の状況に応じて、保健所をはじめ関係機関と相談のうえ、臨時閉所を実施する場合がある。

##### (2) 対象としている小学校の児童及び教職員の感染が判明した場合

① ただちに臨時閉所を実施しない。ただし、学校内における濃厚接触者の特定時間を要するなど、個別の状況に応じて、保健所をはじめ関係機関と相談のうえ、臨時閉所を実施する場合がある。

② 複数学区対応の児童クラブは、対象としている小学校の状況により、保健所をはじめ関係機関と相談のうえ、当該小学校の利用児童を利用停止とする場合がある。

##### (3) 児童クラブを閉所する場合の期間等

臨時閉所を実施する場合の対象は、感染拡大の可能性や感染の範囲に応じて、クラス単位または児童クラブ全体とする。

なお、その期間については、濃厚接触者が特定された段階で保健所をはじめ関係機関と相談し決定する。

##### (4) 利用児童及び職員が濃厚接触者として特定された場合

利用停止とする期間は、原則として保健所の健康観察を受けている期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間)とする。

#### 2 津山市で感染経路の不明な感染者が増加している場合

地域で感染経路の不明な感染者が増加しているなど、警戒度を上げなければならない場合であっても、市域内の小学校の一斉臨時休業は直ちには実施されないことから、児童クラブにおいても全てのクラブの臨時閉所は直ちには実施しない。

### 3 全国的な感染拡大の状況により、国、県からの休業要請があった場合

社会経済活動全体を停止するような場合や、あるいは全国的な感染拡大の状況により、国、県からの休業要請があった場合には、要請内容を勘案し、臨時休業の期間・態様を検討する。

### 4 臨時閉所を実施する場合の留意点

- (1) 臨時閉所の期間・態様については、学校の臨時休校等の状況を踏まえ、児童生徒、教職員（支援員）の学校内及び児童クラブ内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、市教育委員会、学校医、津山市医師会及び県教育委員会等の関係機関から情報提供等を得ながら、判断するものとする。
- (2) 臨時閉所を検討するにあたっては、感染の状況を踏まえつつ、放課後児童クラブが共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があること等を考慮し、規模を縮小しての開所や、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方等の保育が必要な場合の対応について検討するものとする。

#### [参考(引用)]

「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について  
(令和2年4月1日 2文科初第3号)

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について  
(第二報)」(令和2年4月1日け事務連絡 厚労省)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) 文部科学省」